

島根県門型標識等修繕計画

令和7年5月

島根県 土木部 道路維持課

目 次

1. はじめに

- (1) 本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- (2) 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- (3) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

2. 施設の現状

- (1) 県内の門型標識等の施設数・・・・・・・・・・ P3
- (2) 施設の年齢構成・・・・・・・・・・ P4
- (3) 定期点検・・・・・・・・・・ P4
- (4) 詳細調査・・・・・・・・・・ P4
- (5) 健全度評価方法・・・・・・・・・・ P5
- (6) 健全度の状況・・・・・・・・・・ P6

3. 老朽化対策の実施

- (1) 維持管理水準・・・・・・・・・・ P7
- (2) 対策の優先順位・・・・・・・・・・ P7
- (3) 門型標識等修繕方針・・・・・・・・・・ P7
- (4) 対策費用・・・・・・・・・・ P7

4. 今後の取り組み

- (1) 維持管理の更なる高度化、効率化・・・・・・・・・・ P8
- (2) 集約化・撤去

別添

- 門型標識等点検・修繕計画一覧表・・・・・・・・・・ P9

1. はじめに

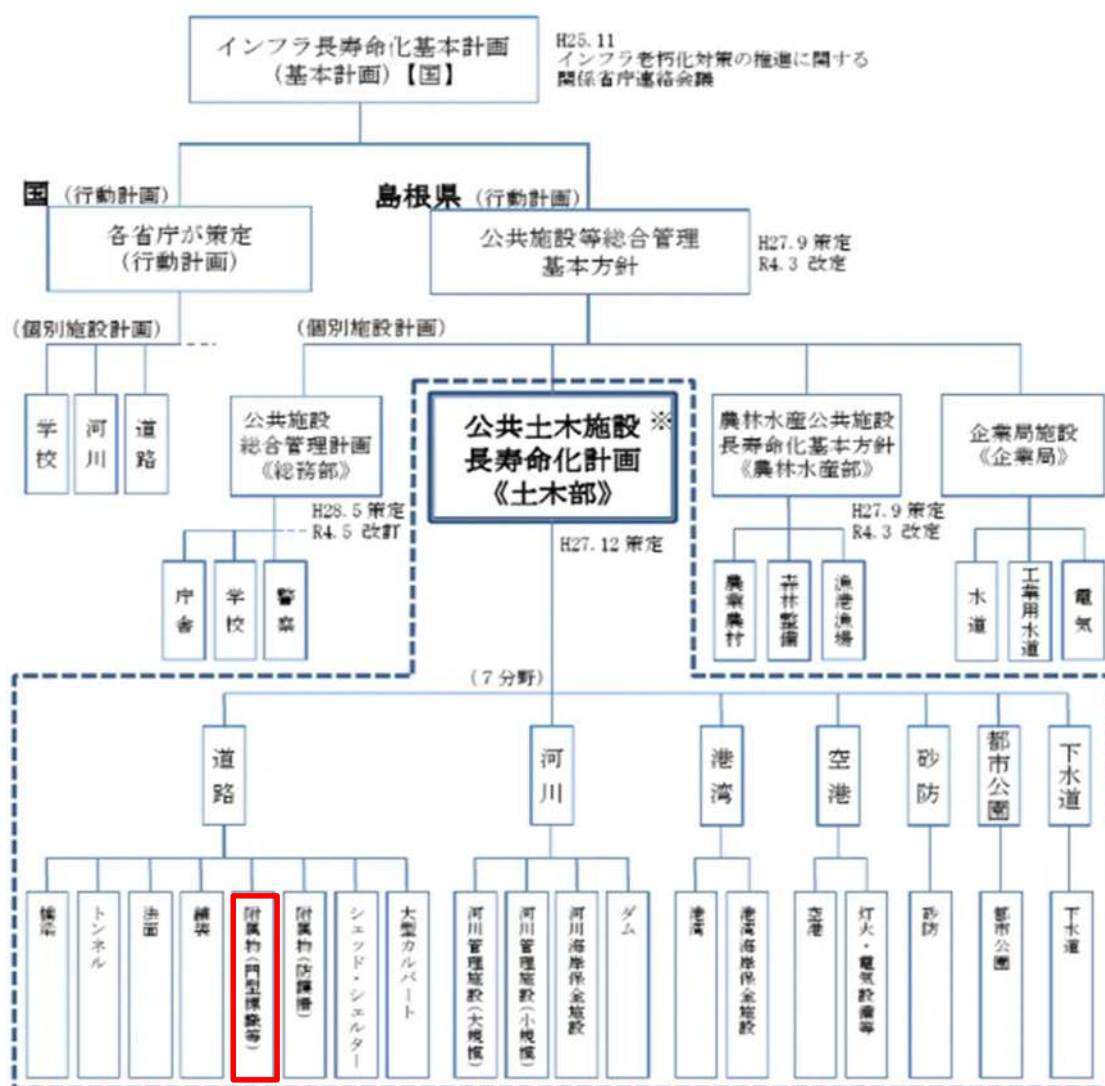
(1) 本計画の位置付け

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日に「インフラ長寿命化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されました。

本県では、この基本計画に基づき平成27年9月に「公共施設等総合管理基本方針」、令和7年3月に「第2期島根県公共施設等総合管理基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

さらに、本県土木部においては、公共土木施設（道路、河川など7分野14施設）の適切な維持管理を効率的かつ計画的に実施するための「島根県公共土木施設長寿命化計画」（以下、「長寿命化計画」という。）を策定したところです。

本計画は、長寿命化計画に基づき、道路の附属物のうち、門型支柱（オーバーヘッド式）を有する大型の道路標識及び道路情報提供装置（収集装置含む）（以下、「門型標識等」という。）における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、行動計画に基づく個別施設計画として位置付けます。



（２）対象施設

本計画において対象とする施設は、島根県が管理する門型標識等とします。

（３）計画期間

計画期間は５年間とし、定期点検により毎年度新たに対策が必要な変状が発見されるため、最新の点検結果に基づき毎年度見直し（フォローアップ）を行います。

今回は、令和７年度から令和１１年度までの計画とします。

2. 施設の現状

(1) 県内の門型標識等施設数

島根県では、令和7年5月現在、38基の門型標識等を管理しています。

表 2-1 各県土整備事務所管内の施設数
(R7.5月現在)

事務所	事業所	施設数	施設の種類	
			道路標識	道路情報提供装置
松江	松江	14	14	0
	広瀬	0	0	0
雲南	雲南	6	5	1
	仁多	0	0	0
出雲	出雲	9	9	0
県央	県央	1	0	1
	大田	1	0	1
浜田	浜田	4	2	2
益田	益田	0	0	0
	津和野	3	1	2
隠岐	島後	0	0	0
	島前	0	0	0
計		38	31	7

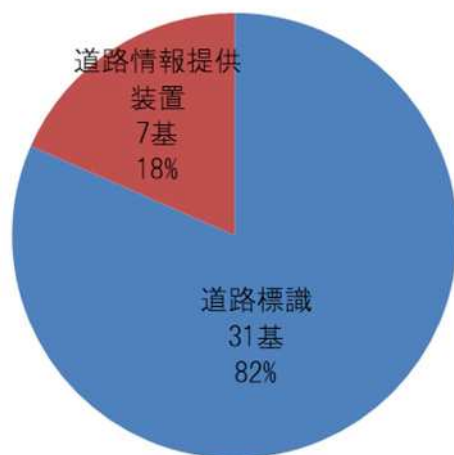


図 2-1 施設数の割合

(2) 施設の年齢構成

県が管理する門型標識等 38 基のうち、建設年次不明を除く 20 基は建設後 30 年程度未満の比較的新しい施設です。

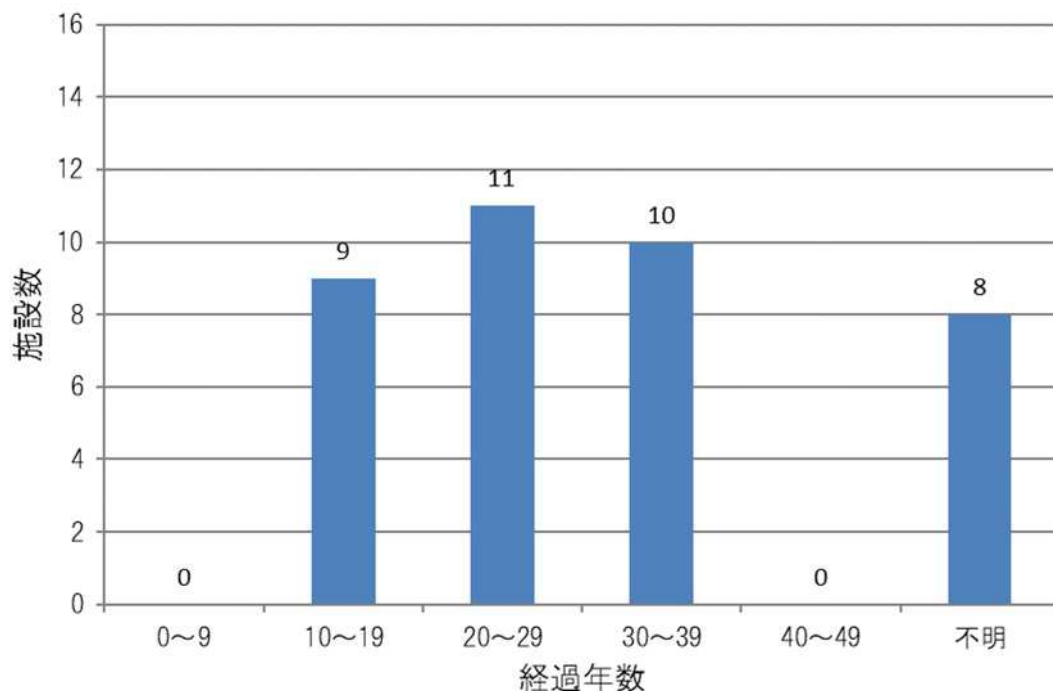


図 2-2 経過年数別の施設数分布

(3) 定期点検

1) 点検の頻度

定期点検は、5 年に 1 回の頻度で実施することを基本とします。

門型標識等の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得ることを目的とします。

2) 点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とします。なお、近接目視による変状の把握には限界がある場合もあるため、必要に応じて触診や打音検査等を含む非破壊検査技術等を適用します。また、土中部等の部材については、周辺の状況などを確認し、変状が疑われる場合には、必要に応じて試掘や非破壊検査を行います。

(4) 詳細調査

点検の結果、変状原因や規模、進行可能性などが不明であり、調査を行わなければ健全性の判定が適切に行えない状態と判断された場合には、速やかに調査を行い、その結果を踏まえて健全性を診断します。

(5) 健全性評価方法

門型標識等では、点検・調査の結果に基づき、部材単位の健全性の診断と施設毎の健全性の診断を行います。

1) 部材単位の健全性の診断

部材単位の健全性の診断は、下表 2-2 の判定区分により行います。

表 2-2 部材単位での健全性判定区分

健全性の区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

部材単位の健全性の診断は、少なくとも下表 2-3 に示す評価単位毎に区分して行います。

表 2-3 判定の評価単位の標準

支柱	横梁	標識板又は 道路情報板	基礎	その他
----	----	----------------	----	-----

2) 施設毎の健全性の診断

施設毎の健全性の診断は、下表 2-4 の判定区分により行います。

表 2-4 施設毎の健全性判定区分

健全性の区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

（６）健全性の状況

令和７年５月現在、早期に修繕が必要な健全性Ⅲの門型標識等は全体の１０％を占めています。

（単位：基）

点検数	健全性			
	I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
38	14	20	4	0

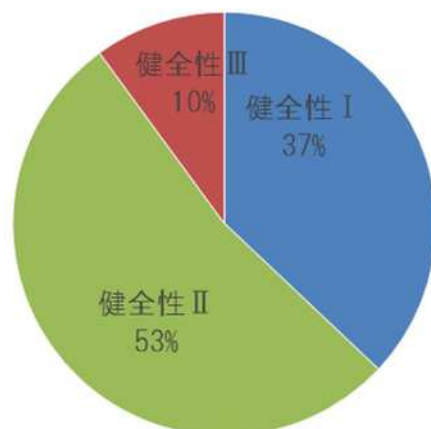


図 2-3 健全性別施設数の割合

3. 老朽化対策の実施

(1) 維持管理水準

点検・調査の結果に基づいて診断された施設毎の健全性の判定区分により、措置（対策、監視等）を実施します。

本計画期間（令和7年度～令和11年度）においては判定区分Ⅳ～Ⅲの修繕を優先的に実施し、その後は、判定区分Ⅱの予防保全段階での管理を目指します。

表 3-1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

修繕対象

(2) 対策の優先順位

健全性Ⅳと判定された施設は、最優先で対策を実施します。健全性Ⅲと判定された施設は、路線の重要度を考慮して優先度を決め対策を実施します。

点検・詳細調査・補修によって健全性のランクを変更した場合には、優先順位の見直しを行います。

(3) 門型標識等修繕方針

- 1) 点検、詳細調査の結果に基づく健全性診断に応じて対策を講じます。
- 2) 緊急に措置を行う必要がある施設（健全性Ⅳ）は、変状確認後直ちに通行規制並びに応急対策を行ったうえで、点検後2年以内に本対策を行います。
- 3) 早期に措置を講じる必要のある施設（健全性Ⅲ）は、点検後5年以内に本対策を行います。
- 4) 対策は、部材毎の損傷状況により、その範囲・規模・方法を決定し実施します。対策後は対策の実施内容を加味し、健全性を見直しを行います。

(4) 対策費用

要対策施設の変状の程度、進行度合い等を考慮し、箇所毎に必要な修繕工事費の精査を行います。

前述の「(3) 門型標識等修繕方針」に基づき、予算の平準化にも配慮しながら各年度の対策費用を決定します。

4. 今後の取り組み

(1) 維持管理の更なる高度化、効率化

コスト縮減や維持管理の効率化を図るため、国土交通省「新技術情報提供システム（NETIS）」及び「点検支援技術性能カタログ」を活用する等、維持管理に関する最新のメンテナンス技術の積極的な活用を図ります。特に定期点検・補修設計については、国土交通省の「新技術利用のガイドライン（案）」を参考にしながら新技術等の活用を検討します。

1) 修繕設計調査技術

老朽化した支柱の路面境界部以下の変状を非破壊で検出できる新技術を活用し、従来技術と比較して1百万のコスト縮減を目指します。

(2) 門型標識の集約化・撤去

1) 検討方針

老朽化等により現状のままでは継続利用が困難な門型標識（健全度Ⅲ、Ⅳ）において、現在の利用状況を踏まえると集約化・撤去は困難なため、今後も同等以上の機能が必要な場合には「修繕」または「取替」を検討します。なお、車道幅員等を考慮して、門型式の道路標識から維持管理のしやすい片持ち式へ転換することも検討します。

また、道路整備状況や周辺環境の変化等により不要と判断した施設については「撤去」を検討し、近接する道路情報板や道路案内標識など、他の公共施設との集約が可能な場合は「集約」を検討します。

5. 計画策定窓口等

(1) 学識経験者等の専門知識を有する者

島根県橋梁長寿命化修繕計画策定検討会委員 8名

(2) 計画策定窓口

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県 土木部 道路維持課 TEL(0852)22-5194

門型標識等点検・修繕計画一覧表

No.	事務所	事業所	道路 種別	路線名	施設区分	管理番号 (施設名)	道路 幅員 (m)	設置 年度	経過 年数	1巡目 点検結果		直近の 点検結果		対策内容	対策費用 (百万)	点検計画					修繕計画					備考
										点検 年度	健全度	点検 年度	健全度			●：定期点検					●：修繕工事					
																R7	R8	R9	R10	R11	R7	R8	R9	R10	R11	
1	松江	松江	国	国道431号	道路標識	A01-AE-914765	24.4	2012	12	H30	I	R5	I							●	●					道路標識6枚
2	松江	松江	国	国道431号	道路標識	A01-AE-914771	22.0	2012	12	H30	I	R5	I							●	●					道路標識4枚
3	松江	松江	国	国道485号	道路標識	A01-AE-914789	16.6	2012	12	H30	I	R5	I							●	●					道路標識9枚
4	松江	松江	国	国道485号	道路標識	A01-AE-914781	15.8	2011	13	H30	I	R5	I							●	●					道路標識8枚
5	松江	松江	主	松江島根線	道路標識	A01-AE-914798	17.3	1992	32	H30	I	R5	I							●	●					道路標識7枚
6	松江	松江	主	松江島根線	道路標識	A01-AE-914860	18.6	1992	32	H30	Ⅲ	R5	Ⅱ							●	●					道路標識7枚
7	松江	松江	主	松江島根線	道路標識	A01-AE-914803	18.6	1992	32	H30	Ⅲ	R5	Ⅱ							●	●					道路標識12枚
8	松江	松江	主	松江島根線	道路標識	A01-AE-914846	17.6	1992	32	H30	Ⅱ	R5	Ⅱ							●	●					道路標識11枚
9	松江	松江	主	松江島根線	道路標識	A01-AE-914836	17.6	1992	32	H30	Ⅱ	R5	Ⅱ							●	●					道路標識10枚
10	松江	松江	主	松江島根線	道路標識	A01-AE-914826	18.0	1996	28	H30	Ⅲ	R5	Ⅱ							●	●					道路標識10枚
11	松江	松江	主	松江島根線	道路標識	A01-AE-914813	17.7	1993	31	H30	Ⅲ	R5	Ⅱ							●	●					道路標識11枚
12	松江	松江	主	松江停車場線	道路標識	A01-AE-914863	17.0	不明	不明	H30	Ⅱ	R5	Ⅲ	部材の更新	3.0					●	●	●				道路標識4枚
13	松江	松江	主	松江鹿島美保閑線	道路標識	A01-AE-914864	23.7	2002	22	H30	Ⅱ	R5	Ⅱ							●	●					道路標識7枚
14	松江	松江	一	本庄福富松江線	道路標識	A01-AE-914869	13.5	2010	14	H30	I	R5	I							●	●					道路標識5枚
15	雲南	雲南	国	国道314号	道路標識	A03-AE-900005	12.0	1991	33	H28	I	R4	Ⅲ							●						道路標識4枚
16	雲南	雲南	国	国道314号	道路標識	A03-AE-900006	12.0	1991	33	H28	I	R4	Ⅱ							●						道路標識9枚
17	雲南	雲南	主	松江木次線	道路情報提供装置	A03-AE-900003	14.0	2002	22	H28	Ⅲ	R4	Ⅱ							●						道路情報提供装置2基 道路標識3枚
18	雲南	雲南	主	松江木次線	道路標識	A03-AE-900004	14.0	2001	23	H28	I	R4	Ⅲ							●						道路標識5枚
19	雲南	雲南	主	玉湯吾妻山線	道路標識	A03-AE-900001	11.0	2005	19	H28	I	R4	Ⅱ							●						道路標識2枚
20	出雲	出雲	一	斐川上島線	道路標識	A05-AE-900007	12.6	不明	不明	H29	I	R3	Ⅱ					●								道路標識4枚
21	出雲	出雲	一	多伎江南出雲線	道路標識	A05-AE-900004	25.0	不明	不明	H29	I	R3	I					●								道路標識6枚
22	出雲	出雲	一	多伎江南出雲線	道路標識	A05-AE-900005	25.0	不明	不明	H29	I	R3	Ⅱ					●								道路標識6枚
23	出雲	出雲	一	多伎江南出雲線	道路標識	A05-AE-900006	29.5	不明	不明	H29	I	R3	I					●								道路標識8枚
24	出雲	出雲	一	出雲インター線	道路標識	A05-AE-900001	13.5	2009	15	H29	I	R3	Ⅱ					●								道路標識5枚
25	出雲	出雲	一	出雲インター線	道路標識	A05-AE-900002	26.0	2009	15	H29	I	R3	Ⅱ					●								道路標識5枚
26	出雲	出雲	一	出雲インター線	道路標識	A05-AE-900003	20.0	2009	15	H29	Ⅱ	R3	Ⅱ					●								道路標識4枚
28	県央	県央	国	国道261号	道路情報提供装置	A06-AE-915623	8.5	不明	不明	H30	Ⅱ	R5	Ⅱ							●	●					道路情報提供装置1基 道路標識2枚
29	県央	大田	国	国道375号	道路情報提供装置	A07-AE-900001	12.0	1997	27	H28	I	R3	Ⅱ					●								道路情報提供装置1基 気温表示計1基
30	浜田	浜田	国	国道186号	道路標識	A08-AE-900003	21.4	2000	24	H29	I	R3	I					●								道路標識5枚
31	浜田	浜田	国	国道186号	道路標識	A08-AE-900004	16.3	不明	不明	H29	I	R3	I					●								道路標識4枚
32	浜田	浜田	国	国道186号	道路情報提供装置	A08-AE-900001	16.6	2004	20	H29	I	R3	I					●								道路情報提供装置1基 道路標識1枚
33	浜田	浜田	国	国道186号	道路情報提供装置	A08-AE-900002	11.0	1988	36	H29	I	R3	I					●								道路情報提供装置1基
34	益田	津和野	国	国道187号	道路標識	A10-AE-900168	11.7	1987	37	H30	I	R5	I							●	●					道路標識6枚
35	益田	津和野	国	国道187号	道路情報提供装置	A10-AE-001092	10.0	不明	不明	H30	Ⅱ	R5	Ⅱ							●	●					道路情報提供装置1基 気温表示計1基 道路標識1枚
36	益田	津和野	国	国道187号	道路情報提供装置	A10-AE-001094	11.7	1996	28	H30	Ⅱ	R5	I							●	●					道路情報提供装置2基 気温表示計2基
37	雲南	雲南	一	三刀屋木次インター線	道路標識	A03-AE-900002	9.5	2015	9	H29	I	R4	Ⅱ						●	●						道路標識4枚
38	出雲	出雲	国	国道184号	道路標識	A05-AE-900009	14.5	1996	28	H29	I	R3	Ⅱ					●								道路標識7枚
39	出雲	出雲	主	出雲大社線	道路標識	A05-AE-900008	14.5	1996	28	H29	I	R3	Ⅲ					●								道路標識6枚